

---

日田市新清掃センター整備・運営事業  
実施方針

---

令和4年12月

日 田 市



## 目 次

---

第1章 用語の定義 .....	1
第2章 事業内容に関する事項 .....	4
第3章 事業者の募集及び選定に関する事項 .....	9
第4章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	18
第5章 公共施設の立地及び規模に関する事項 .....	19
第6章 事業計画又は事業契約の解釈について疑義の生じた場合における措置に関する事項 .....	20
第7章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 .....	21
第8章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	22
第9章 その他事業の実施に関し必要な事項 .....	23

---

## 第1章 用語の定義

No.	用語	定義
1	受入対象物	<p>エネルギー回収型廃棄物処理施設の受入対象物は、可燃物、選別残渣、生ごみ処理施設からの残渣、死亡小動物等であり、本市から排出され、直接搬入又は委託業者、許可業者が搬入する搬入物を総称して又は個別にいう。</p> <p>マテリアルリサイクル推進施設の受入対象物は、不燃物（空き缶、缶以外のカナモノ、びん・ペットボトル、有害物等）、埋立ごみ、資源物（紙類、布類、リターナブルびん、発泡スチロール等）であり、本市から排出され、直接搬入又は委託業者、許可業者が搬入する搬入物を総称して又は個別にいう。</p>
2	運營業務	<p>本施設の受付管理業務、運転管理業務、用役管理業務、維持管理業務、余熱利用管理業務、搬出管理業務、情報管理業務、その他関連業務等をいう。（補修及び更新等を含む）</p>
3	運營業務委託契約	<p>運營業務に係る本市と運営事業者との間で締結される日田市新清掃センター整備・運営事業運營業務委託契約書に基づく契約をいう。</p>
4	運營業務委託契約書（案）	<p>入札公告時に公表する日田市新清掃センター整備・運営事業運營業務委託契約書（案）をいう。</p>
5	運営事業者（特別目的会社）	<p>落札者の構成員が株主として出資設立する株式会社で、本施設の運營業務を目的とする特別目的会社（SPC：Special Purpose Company）であり、本施設の運營業務を担当する者をいう。</p>
6	エネルギー回収型廃棄物処理施設	<p>可燃物を処理対象物として焼却処理するとともに、処理に伴い発生する余熱を利用して施設内外へ熱供給を行うための施設の総称をいう。</p>
7	外構	<p>門、柵、塀、道路、植栽等の本施設内の建築物及びプラント設備以外をいう。</p>
8	基本協定	<p>本事業開始のための基本的事項に関し、本市と落札者が締結する日田市新清掃センター整備・運営事業基本協定書に基づく協定をいう。</p>
9	基本協定書（案）	<p>入札公告時に公表する日田市新清掃センター整備・運営事業基本協定書（案）をいう。</p>
10	基本契約	<p>本市と民間事業者が、日田市新清掃センター整備・運営事業において必要となる相互の協力、支援等の基本的事項について締結する契約をいう。</p>
11	基本契約書（案）	<p>入札公告時に公表する日田市新清掃センター整備・運営事業基本契約書（案）をいう。</p>
12	協力企業	<p>構成企業のうち、運営事業者への出資を行わないもので、本事業の実施に際して、設計・施工業務及び運營業務（設計・施工業務を行う者に地元企業を含める場合に限る）のうちの一部を請負又は受託することを予定している企業をいう。</p>
13	契約不適合責任	<p>本事業は性能発注（設計施工契約）方式であり、受注者は「設計の契約不適合」及び「施工の契約不適合」について担保する責任を負うことが必要となる。</p>
14	建設工事請負契約	<p>設計・施工業務に係る本市と建設事業者との間で締結される日田市新清掃センター整備・運営事業に基づく契約をいう。</p>
15	建設工事請負契約書（案）	<p>入札公告時に公表する日田市新清掃センター整備・運営事業建設工事請負契約書（案）をいう。</p>
16	建設事業者	<p>落札者の構成員、協力企業の内、本事業において、設計・施工業務を担当する者をいう。</p>

No.	用語	定義
17	建築物	本施設内の建築物（エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設、管理棟、計量棟等）、建築付帯設備（機械及び電気設備）等を総称している。
18	構成員	構成企業のうち、運営事業者に出資する企業をいう。
19	構成企業	構成員と協力企業の総称をいう。
20	事業契約	本事業に係る基本契約、建設工事請負契約、運營業務委託契約を総称して又は個別にいう。
21	実施方針等	実施方針公表時に公表する「日田市新清掃センター整備・運営事業実施方針」、「日田市新清掃センター整備・運営事業要求水準書（案）」、その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別にいう。
22	地元企業	本市内に本店又は本社を有する企業を指す。
23	処理対象物	受入対象物のうち、処理不適物を除いたものを総称している。
24	処理不適物	本施設の処理に適さないもの又は設備に不具合が発生するものを総称している。
25	設計・施工業務	本施設の設計又は施工に係る業務をいう。
26	代表企業	落札者の構成員、協力企業のうち、代表して手続等を行う企業をいう。
27	特別目的会社 （運営事業者）	落札者の構成員の出資によるもので、本事業の運營業務の実施のみを目的として出資・設立される会社をいう。（運営事業者）
28	入札参加者	本事業の入札に参加する単独企業又は企業グループをいう。
29	入札参加希望者	本事業の入札に参加を希望する参加資格審査通過前の単独企業又は企業グループをいう。
30	入札説明書	入札公告時に公表する日田市新清掃センター整備・運営事業入札説明書をいう。
31	入札説明書等	本市が本事業の実施に際して入札公告時に公表する入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運營業務委託契約書（案）その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別にいう。
32	搬入禁止物	本市では収集しないごみを総称している。
33	プラント設備	本施設において、処理対象物を焼却処理または破砕処理するために必要となる全ての設備のうち機械設備、電気設備、計装制御設備等に関するものを総称している。
34	本市	日田市をいう。
35	本事業	日田市新清掃センター整備・運営事業をいう。
36	本施設	本事業において本市がごみ処理施設の建築物、プラント設備及び外構をいう。
37	本実施方針	日田市新清掃センター整備・運営事業実施方針をいう。
38	マテリアルリサイクル推進施設	不燃物、埋立ごみ及び資源物等をストックヤードにて一時保管し、選別作業を行うための施設の総称をいう。
39	民間事業者	落札者の構成員、協力企業及び特別目的会社（運営事業者）を総称して又は個別にいう。
40	要求水準書	入札公告時に公表する日田市新清掃センター整備・運営事業要求水準書をいう。
41	様式集	入札公告時に公表する日田市新清掃センター整備・運営事業様式集をいう。
42	落札者	入札参加者の中から本事業を実施する者として選定された入札参加者で

No.	用語	定義
		あり、本事業を実施する企業をいう。
43	DBO 方式	設計・施工業務及び運営に係る業務を民間事業者が一括して行う方式をいう。DBO (Design:設計、Build:施工、Operate:運営)
44	PFI 法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）をいう。
45	PFI 法等	PFI 法、PFI 法に基づく「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」及びガイドライン（PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン、PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン、VFM (Value For Money) に関するガイドライン、契約に関するガイドライン—PFI 事業契約における留意事項について—、モニタリングに関するガイドライン、公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン）を総称して又は個別にいう。

## 第2章 事業内容に関する事項

### 1 事業内容

#### (1) 事業名称

日田市新清掃センター整備・運営事業

#### (2) 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

#### (3) 公共施設等の管理者等の名称

日田市長 原田 啓介

#### (4) 事業予定地

大分県日田市山田町

#### (5) 事業の目的

本事業は、民間事業者の経営能力及び技術的能力を活用することにより、一般廃棄物処理施設である日田市新清掃センター（エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設）の効率的かつ効果的な設計・施工及び運営・維持管理を行い、将来にわたり安全で安定したごみの適正処理、循環型社会を構築するための資源回収及びエネルギー回収を進めることを目的とする。

#### (6) 事業の内容

##### ア 事業方式

本事業は、本施設の設計・施工及び運営に係る業務を事業者が一括して行うDBO（Design：設計、Build：施工、Operate：運営）方式により実施する。

本市は本施設の設計・施工及び運営に係る資金を調達し、本施設を所有する。

落札者の構成員、協力企業及び特別目的会社（落札者の構成員の出資により、本事業の運営業務の実施のみを目的として出資・設立される特別目的会社、以下、「運営事業者」という。）が、本市の所有となる本施設の設計・施工業務、運営業務に係る本事業を一括して行うものとする（本事業の事業スキーム例については別紙1を参照すること）。

なお、本施設の設計・施工業務については、循環型社会形成推進交付金の対象事業として実施する予定である。

##### イ 契約の形態

本市は、本事業開始のための基本的事項に関し、基本協定を落札者と締結する。

本市は、基本協定に基づき、本事業の設計・施工業務及び運営業務を一括で行わせるため、基本契約を事業者と締結する。

また、本市は、基本契約に基づき、事業者のうち建設事業者と建設工事請負契約を、運営

事業者と運營業務委託契約を締結する。

以下、基本契約、建設工事請負契約、運營業務委託契約の3つの契約をまとめて「事業契約」（本事業の事業スキームは、別紙1を参照のこと。）という。

#### ウ 事業期間

事業期間は、以下のとおりである。

事業期間	： 事業契約締結日の翌日から令和29年3月31日まで
設計・施工期間	： 事業契約締結日の翌日から令和9年9月30日まで
運営期間	： 令和9年10月1日から令和29年3月31日まで
（運営準備期間）	： 事業契約締結日の翌日から令和9年9月30日まで

#### エ 事業スケジュール（予定）

(a) 実施方針等の公表	令和4年12月16日
(b) 特定事業の選定・公表	令和5年7月上旬
(c) 入札公告	令和5年7月上旬
(d) 提案書提出	令和5年12月上旬
(e) 落札者の決定	令和6年3月下旬
(f) 基本協定の締結	令和6年4月下旬
(g) 仮契約の締結	令和6年5月下旬
(h) 事業契約の締結	令和6年6月下旬
(i) 本施設の竣工及び引き渡し	令和9年9月30日
(j) 供用開始	令和9年10月1日
(k) 事業契約満了	令和29年3月31日

#### オ 事業者が行う業務範囲

事業者が行う主な業務範囲は、次のとおりとする。詳細は、入札公告時に公表する入札説明書等に示す。

なお、事業者は、事業期間を通じ、本市が行う循環型社会形成推進交付金の申請や行政手続等に対して協力するものとする。

##### (a) 設計・施工業務

- ① 建設事業者は、本市と締結する建設工事請負契約に基づき、本施設の設計・施工業務を行う。また、本事業を行うために必要な許認可の取得を行う。
- ② 施工については、土木及び外構工事、建築物及び建築設備工事、機械設備工事、電気計装設備工事、配管工事及びその他関連工事を行う。
- ③ 工事範囲の詳細は、入札公告時に公表する入札説明書等に示す。
- ④ 本施設の施工等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分を行う。
- ⑤ その他の関連業務、建築確認等の手続関連業務、本施設内各設備の試運転及び引渡性能試験を行う。

##### (b) 運營業務

- ① 運営事業者は、本市と締結する運営業務委託契約に基づき、一般廃棄物（可燃物、生ごみ処理施設からの残渣、不燃物、埋立ごみ、資源物等）を受け入れ、要求水準書に規定する要求水準を満足する適正な処理を行う。なお、その際に、本施設の運営業務として受付管理業務、運転管理業務、用役管理業務、維持管理業務、余熱利用管理業務、搬出管理業務、情報管理業務及びその他業務等を行う。
- ② 運営事業者は、受入対象物の受入及び計量を行うものとする。市民、許可業者又は排出事業者より直接搬入された受入対象物については、本市の規定に即した処理手数料の収受を代行するものとする。なお、処理手数料は、本市の収入とする。
- ③ 運営事業者は、エネルギー回収型廃棄物処理施設の運転に伴い発生した焼却灰及び飛灰を本施設内に適正に貯留・保管した後、本市の指示に従い、市が別途委託する業者に引き渡す。その際、運営事業者は、積み込みまでの範囲を担うものとする。
- ④ 運営事業者は、本施設に搬入された資源物を、本施設内において適正に貯留・保管・選別等を行った後、本市の指示に従い、市が別途委託する業者に引き渡す。その際、積み込みは市が別途委託する業者が担うものとする。
- ⑤ 運営事業者は、本施設に搬入された不燃物残渣、埋立ごみ等を、本施設内において適正に貯留・保管・選別等を行った後、運営事業者が所有する車両に積み込み、運営事業者が本市の指定する最終処分場に運搬するものとする。
- ⑥ 運営事業者は、本施設にやむを得ず持ち込まれた処理不適物、搬入禁止物について、本施設内に適切に貯留・保管した後、本市の指示に従い、本市に引き渡すものとする。その際、運営事業者は、積み込みまでの範囲を担うものとする。
- ⑦ 運営事業者は、マテリアルリサイクル推進施設から発生した破碎・選別残渣をエネルギー回収型廃棄物処理施設に搬送し、焼却処理するものとする。
- ⑧ 運営事業者は、周辺住民からの意見や苦情について、本市と連携して適切な対応を行う。
- ⑨ 運営事業者は、本施設の見学者対応等について、本市と連携して行う。

#### カ 本市等が行う業務範囲

本市等が行う主な業務は、次のとおりとする。

##### (a) 敷地の提供

本市は、本事業を実施するための用地を確保する。

##### (b) 敷地造成工事（搬入道路、調整池及び遊水池を含む）

##### (c) 生活環境影響調査の実施

本市は、本施設に係る生活環境影響調査を実施する。なお、事業者は、「生活環境影響調査」の内容を遵守すること。

##### (d) 処理対象物の搬入

本市は、分別に関する指導等の啓発活動を行うとともに、処理対象物を搬入する。

##### (e) 焼却灰、飛灰の資源化等

本市は、本施設において、運営事業者から焼却灰及び飛灰を受け取り、市が別途委託する業者にて運搬し資源化又は最終処分を行う。その際、運営事業者は、積み込みまでの範囲を担うものとする。

(f) 資源物の資源化

本市は、本施設において、運営事業者から資源物を受け取り、市が別途委託する業者にて運搬し、資源化を行う。その際、積み込みは市が別途委託する業者が担うものとする。

(g) 不燃物残渣、埋立ごみの処分等

本市は、運営事業者が運搬した不燃物残渣、埋立ごみの最終処分等を行う。

(h) 処理不適物、搬入禁止物等の処分等

本市は、本施設において、運営事業者から処理不適物、搬入禁止物等を受け取り、最終処分等を行う。その際、運営事業者は、積み込みまでの範囲を担うものとする。

(i) 本事業のモニタリング

本市は、設計・施工業務及び運営業務の各段階において業務実施状況の監視を行う。

(j) 住民への対応

本市は、周辺住民からの意見や苦情について、運営事業者と連携して適切な対応を行う。

(k) 施設見学者対応への協力

本市は、本施設の見学者対応等について、運営事業者と連携して行う。

(l) 行政視察への対応

本市は、本施設への行政視察について、運営事業者と連携して行う。

(m) 設計・施工費及び業務委託料の支払い

本市は、日田市会計規則（昭和 39 年 5 月 25 日規則第 33 号）に基づき、設計・施工業務に係る対価（建設費）を建設事業者に、運営業務に係る対価（運営業務委託料）を運営事業者を支払う。

(n) 文化財等の試掘調査

本市は、本事業を実施する上で必要な文化財等の試掘調査を行う。

(o) 本事業に必要な手続き

本市は、本事業を実施する上で必要な循環型社会形成推進交付金の申請、施設設置届の届出、各種許認可手続等の各種手続を行う。

(p) その他これらを実施する上で必要な業務

## キ 事業者の収入

(a) 本市が支払う対価

① 本事業の設計・施工業務に係る対価

本市は、本事業の設計・施工業務に係る対価について、建設事業者を支払う。

② 本事業の運営業務に係る対価

本市は、本事業の運営業務に係る対価について、固定費用と変動費用（廃棄物搬入量に応じて変動。）の構成で、運営事業者を支払う。なお、物価変動に基づき年 1 回見直しのための確認を行い、必要に応じて委託料の改定を行う。

#### ク 雇用等への配慮

- (a) 入札参加者は、構成企業に本市内に本店又は本社を有する者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に規定する主たる営業所を含む。）（以下「地元企業」という。）を含めるよう努めること。
- (b) 建設事業者及び運営事業者は、各業務を実施するにあたり、地元企業との積極的な協働に努めること。また、資機材等の調達、納品等においても同様とする。
- (c) 雇用については、市内人材の雇用及び雇用者の多様性に配慮するとともに、関係法令等に基づく雇用基準等を遵守すること。
- (d) 事業者は、本施設の周辺の住民との良好な信頼関係を構築するため、地域への協力や貢献等に努めること。

#### ケ 法令等の遵守

本市及び事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等、必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

## 2 特定事業の選定及び公表

本市は、次に示す PFI 法等に定められている考え方・手順に準じて、本事業を特定事業として選定することとする。

### (1) 選定基準

本事業を PFI 法等に準じて実施することにより、事業期間を通じた本市の財政負担の縮減を期待できる場合又は本市の財政負担が同一の水準にある場合において、公共サービスの水準の向上を期待できるときは、本事業を特定事業として選定する。

### (2) 選定方法

本市の財政負担見込額の算定にあたっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行う。公共サービスの水準については、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保したうえで定性的な評価を行う。

### (3) 選定結果の公表

特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と併せ、速やかに公表する。また、特定事業の選定を行わないことにしたときも、同様に公表する。

### 第3章 事業者の募集及び選定に関する事項

#### 1 事業者の募集及び選定方法

本市は本事業への参加を希望する民間事業者を広く公募し、透明性及び公平性の確保に配慮しながら事業者を選定するものとする。事業者の選定にあたっては、総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2）によるものとする。

#### 2 事業者の募集及び選定の手順

##### (1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は次のとおりである。

時 期	内 容
令和4年12月16日	実施方針等の公表
令和4年12月16日 ～令和5年1月6日	実施方針等に関する質問・意見の受付
令和5年1月25日	実施方針等に関する質問回答
令和5年7月上旬	特定事業の選定・公表
令和5年7月上旬	入札公告※ 入札説明書等（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）及び運營業務委託契約書（案））の公表
令和5年7月中旬	入札説明書等に関する質問受付（第1回）
令和5年7月下旬	入札説明書等に関する質問回答（第1回）の公表
令和5年7月下旬	参加表明書及び参加資格確認申請書類の受付
令和5年8月上旬	参加資格確認結果の通知
令和5年10月上旬	入札説明書等に関する質問受付（第2回）
令和5年10月中旬	入札説明書等に関する質問回答（第2回）の公表
令和5年10月中旬	対面的対話の実施
令和5年12月上旬	入札提案書類の受付
令和6年3月下旬	入札提案書類に関するヒアリング、審査
令和6年3月下旬	落札者の決定及び公表
令和6年4月下旬	基本協定締結
令和6年5月下旬	事業仮契約締結
令和6年6月下旬	事業契約締結

※日田市議会にて本事業の債務負担行為の議決を得た場合、執行する。

(2) 入札手続き等

ア 実施方針等の本市ホームページ掲載

本市は、実施方針等の本市ホームページへの掲載を次のとおり行う。

(a) 掲載日

令和4年12月16日（金）

※なお、要求水準書（案）の添付資料が必要な場合は、日田市市民環境部新清掃センター建設室施設整備係へ、データの入ったCDを取りに来ること。

イ 実施方針等に関する質問・意見の受付

本事業への参加を希望する民間事業者から、実施方針等に関する質問・意見を次のとおり受け付ける。

(a) 受付期間

令和4年12月16日（金）～令和5年1月6日（金）16時まで

(b) 提出方法等

(i) 提出先

日田市 市民環境部 新清掃センター建設室 施設整備係

(ii) 提出方法

実施方針等に関する質問・意見書（様式第1号）に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出することとする。なお、質問・意見書のデータはMS-Excel形式で作成することとする。

(iii) 電子メールアドレス

h-suishin@city.hita.lg.jp

(c) 回答方法

実施方針等に関する質問への回答は、令和5年1月25日（水）に本市のホームページにて公表予定とする。

(d) その他

「質問」として提出された場合であっても、本市にて記載内容が「意見」とであると判断した場合には、「意見」として取扱い、また、「質問」の内容が本事業の実施に直接関係がない場合は、回答を差し控える。

令和4年11月18日付で本市が公募した「日田市新清掃センター整備・運営に係る見積等調査」において質問を提出した事業者は、同様の質問を提出しないよう留意すること。

ウ 特定事業の選定・公表

実施方針等に関する質問・意見を踏まえ、本事業をPFI法等に準じて実施することが適切であると認めた場合、本事業を特定事業として選定し、令和5年7月上旬に公表する予定である。

#### エ 入札公告及び入札説明書等の公表

本市は、本事業を特定事業として選定した場合、入札公告を行い、令和5年7月上旬に事業者の募集を開始する予定である。また、同日、入札説明書等を本市のホームページ等にて公表する。

#### オ 入札説明書等に関する質問の受付及び回答の公表

入札説明書等に記載された内容について質問回答を行う。なお、具体的な日程、場所等については入札説明書等に示す。

#### カ 参加資格確認申請書類の受付、確認結果の通知

本事業の入札参加希望者に、参加表明書、参加資格確認申請書等の参加資格確認に必要な書類の提出を求める。なお、参加資格確認の結果は入札参加希望者に通知する。書類の提出方法・時期及び必要な書類等の詳細については、入札説明書に示す。

#### キ 対面的対話の実施

本事業に係る入札提案書類の受付に先立ち、本市は入札参加者との対面的対話の実施を予定している。時期、実施場所、実施方法等の詳細については、入札説明書等に示す。

#### ク 入札提案書類の受付

本事業に関する入札提案書類（入札書及び技術提案書）を令和5年12月上旬に受け付ける。入札提案書類の審査にあたり、本市が必要であると判断した場合には、入札参加者に対して個別にヒアリングを行うことを予定している。入札提案書類の提出方法・時期及び提案に必要な書類等の詳細については、入札説明書等に示す。

#### ケ 落札者の決定・公表

入札提案書類については、日田市新清掃センター整備・運営事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において総合的に評価を行い、落札候補者を選定する。本市は、選定委員会の評価結果を踏まえ、落札者を決定し、入札参加者に通知するとともに、本市のホームページにて公表する。

### (3) 事業契約の締結

本市は、落札者との間で基本協定を締結し、事業契約内容の詳細について協議する。当該協議に基づき、落札者は、会社法（平成17年法律第86号）上の株式会社の形態により本事業を実施するための運営事業者を設立する。

本市は、本事業に係る基本契約を事業者と、建設工事請負契約を建設事業者と、運營業務委託契約を運営事業者と令和6年6月に締結する。

なお、建設工事請負契約については、本市議会の議決を経るものとする。

### 3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

#### (1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

- ア 入札参加者は、運営事業者に出資する企業（以下「構成員」という。）と運営事業者に出資しない企業（以下「協力企業」という。構成員と協力企業を総称して以下「構成企業」という。）で構成されるものとする。構成企業は、構成員のみとすることも可能とする。また、入札参加者は、参加資格要件を全て満たすことにより1者とすることも可能とする。なお、構成員及び協力企業ともに参加表明時に企業名を表明しなければならない。
- イ 設計・施工業務において、本市と建設工事請負契約を締結する者（共同企業体を組成する場合は、当該共同企業体の代表者）は、構成員とならなければならない。また、運営業務において、運営事業者から直接「運転管理業務」、「維持管理業務」の委託を受けることを予定する者は、構成員とならなければならない。
- ウ 入札参加者の構成企業の企業数の上限は任意とするが、構成企業は本事業の実施に関して各々適切な役割を担う必要がある。
- エ 入札参加者は、「第3章 3(2)イ 本施設のプラント設備の設計・施工を行う者の要件」の全ての要件を満たす1者を、当該入札参加者を代表する「代表企業」として定めるものとする。代表企業は構成員とし、運営事業者の最大の出資者（出資割合50%超）になるものとする。また、建設事業者が複数の企業で組成される共同企業体となる場合、代表企業が共同企業体の代表者になるものとする。なお、当該代表企業が入札手続き等を行うものとする。
- オ 参加表明書提出以降、入札参加者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りではない。
- カ 入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業となることは認めない。なお、参加表明書提出以降、入札参加資格を失った場合等により入札参加者から脱退した構成企業についても同様である。
- キ 入札参加者の構成企業のいずれかと、財務諸表などの用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。
- ク 同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止する。  
※その他本市が必要と認める入札参加者の構成等は、入札説明書等に明記する。

#### (2) 入札参加者の構成企業の要件

入札参加者は、本事業の設計・施工業務及び運営業務を行う者として、次のアからウの各々の要件を満たす企業で構成すること。なお、1者で複数の項の要件を満たす者は、当該1者のみで複数の項の業務にあたることが可能である。

##### ア 本施設の建築物の設計・施工を行う者の要件

本施設の建築物の設計・施工を行う者は、構成員又は協力企業とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う1者が次の要件を全て満たすこと。

- (a) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく「一級建築士事務所」の登録を行っていること。
- (b) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による「建築工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (c) 本施設の建築物の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。
- (d) 参加表明書の提出期限日において、本市の最新の入札参加資格申請時に提出した経営事項審査総合評定値通知書の「建築一式工事」の総合評定値が 1,000 点以上であること。
- (e) 本施設の建築物と同種又は類似の建設工事（ごみピット等の地下構造物の施工実績を含む。）の施工実績を有すること。

#### イ 本施設のプラント設備の設計・施工を行う者の要件

##### (a) エネルギー回収型廃棄物処理施設

エネルギー回収型廃棄物処理施設のプラント設備の設計・施工を行う者は、次の要件を全て満たす構成員とすること。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、次の要件を全て満たす 1 者（代表企業とする。）を含む構成員又は協力企業とすること。

- ① 建設業法第 3 条第 1 項の規定による「清掃施設工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ② ごみ焼却施設のプラント設備の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。
- ③ 参加表明書の提出期限日において、本市の最新の入札参加資格申請時に提出した経営事項審査総合評定値通知書の「清掃施設工事業」の総合評定値が 1,000 点以上であること。
- ④ 平成 20 年 4 月 1 日以降に竣工した地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、以下に示す要件を満たす施設のプラント設備に係る設計・施工の竣工実績を元請として有すること。なお、i から iii は同一の施設である必要はない。
  - i 処理能力：62 t / 日以上かつ複数炉構成
  - ii 処理方式：焼却方式（ストーカ方式）
  - iii 竣工実績：参加表明書の提出日までに竣工

##### (b) マテリアルリサイクル推進施設

マテリアルリサイクル推進施設のプラント設備の設計・施工を行う者は、構成員又は協力企業とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う 1 者は次の要件を全て満たすこと。

- ① 建設業法第 3 条第 1 項の規定による「清掃施設工事業」又は「機械器具設置工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ② マテリアルリサイクル推進施設のプラント設備の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。

- ③ 参加表明書の提出期限日において、本市の最新の入札参加資格申請時に提出した経営事項審査総合評定値通知書の「清掃施設工事業」又は「機械器具設置工事業」の総合評定値が 1,000 点以上であること。

ウ 本施設の運営を行う者の要件

本施設の運営を行う者は、次に掲げる者を含む構成員又は協力企業とすること。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、主たる業務（「運転管理業務」又は「維持管理業務」）を担う者が、少なくとも 1 者は次の要件を全て満たすこと。

(a) 地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、PFI 又は DBO 事業による 1 年以上の運転管理業務実績を有すること。なお、当該事業に係る特別目的会社の出資者であり、かつ、当該事業の運営業務において主たる業務（「運転管理業務」又は「維持管理業務」）を担っている者については、本要件を満たすものとする。

(b) 以下の全ての要件を満たす技術者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として運営開始後最低 2 年間配置できること。

- ① 廃棄物処理施設技術管理者の資格を有すること。
- ② 一般廃棄物処理施設における運転管理業務の経験を有すること。

※その他本市が必要と認める各業務を行う者の要件は、入札説明書等に明記する。

(3) 構成企業の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成企業となることはできない。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者。

イ 本市の最新の競争入札参加資格一覧表に登録されていない者。

ウ 本市の建設工事等の入札参加者に係る指名停止規程に基づく指名停止等の措置を受けている者。

エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者。

オ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。

カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされた場合を除く。）。

キ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされた場合を除く。）。

ク 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者。

ケ 清算中の株式会社である事業者について、会社法に基づく特別清算開始命令がなされた者。

コ 国税又は地方税を滞納している者。

サ 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者、及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与している者。

- (a) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (b) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
- (c) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (d) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (e) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (f) 暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者
- (g) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

シ 本市が本事業に係る事業者選定業務を委託している者及びかかる者と当該事業者選定業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、本実施方針において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

本事業に関し、本市の事業者選定支援業務を行う者及び提携関係にある者は以下のとおりである。

- ・ 株式会社エイト日本技術開発
- ・ 豊原総合法律事務所

ス 本事業に係る審査委員会の審査委員、審査委員が属する法人及び審査委員と資本面若しくは人事面において関連がある者。

※その他本市が必要と認める構成企業の制限については、入札説明書等に明記する。

#### (4) 参加資格の確認

ア 令和4年11月18日付で本市が公募した「日田市新清掃センター整備・運営に係る見積等調査」に参加したこと。

イ 参加資格確認基準日は参加資格確認申請書受付最終日とする。各証明書類の有効期限は、参加資格確認基準日から起算して3ヶ月以内とする。

ウ 参加資格確認基準日の翌日から入札提案書類提出日までの間に入札参加者の構成企業が入札参加資格を欠いた場合、当該入札参加者は入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格を欠いた場合は、当該入札参加者は、入札参加資格を欠いた構成企業に代わって、入札参加資格を有する構成企業を補充し、入札参加資格を確認のうえ、本市が認めた場合は入札に参加できるものとする。なお、この場合の補充する構成企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成企業が入札参加資格を欠いた日とする。

エ 入札提案書類提出日の翌日から落札者決定日までの間に入札参加者の構成企業が入札参加資格要件を欠いた場合、本市は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外

する。ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格を欠いた場合で、本市がやむを得ない事情であると判断した場合は、本市と協議を行うものとする。

オ 落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成企業が入札参加資格を欠いた場合、本市は落札者と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、本市は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

(5) 運営事業者の設立に関する要件

ア 落札者の構成員は、事業契約の仮契約締結までに運営事業者を設立すること。

イ 運営事業者は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に規定される株式会社とし、本市内に本店を置くこと。

ウ 運営事業者の目的は、本事業の運營業務を実施することのみであること。

エ 運営事業者への出資は落札者の構成員全員によるものとし、落札者の構成員以外の者の出資は認めない。また、構成員のうち、代表企業の出資比率は 50%を超えるものとし、代表企業の議決権保有割合は、設立時から事業期間を通じて 50%を超えるものとする。

オ 全ての出資者は、事業契約が終了するまで運営事業者の株式を保有するものとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

#### 4 審査及び選定に関する事項

(1) 選定委員会の設置

入札提案書類の審査にあたっては、学識経験者及び本市職員で構成する選定委員会を設置する。

(2) 審査の手順及び方法

あらかじめ設定した落札者決定基準に従って、選定委員会において入札提案書類の審査を総合評価の方法により行い、落札候補者を選定する。総合評価は、入札参加者の提出した提案内容について、評価項目ごとに評価に応じた得点を付与し、得点の合計の最も高い者を落札候補者として選定する。本市は、選定委員会の審査結果に基づき、落札者を決定する。なお、落札者決定基準は入札公告時に公表する。

(3) 結果の公表

本市は、選定委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定した場合は、その結果を速やかに公表する。

(4) 著作権

提出書類に含まれる著作物の著作権は入札参加者に帰属するものとし、本市に帰属しない。ただし、公表、展示、その他本市がこの事業に関して必要と認める用途に用いる場合、本市は、これを無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった入札参加者の提案については本事業の公表の目的以外には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

(5) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、運転維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った入札参加者が負うこととする。

## 第4章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

### 1 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、本市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、施設の設計・施工及び運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市が責任を負うものとする。

### 2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び本市と事業者との責任分担は、原則として別紙2に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、入札説明書で明示し、最終的には、事業契約で定める。

### 3 事業の実施状況のモニタリング

本市は、事業者が実施する施設の設計・施工、運営について、定期的にモニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、入札説明書で明示し、最終的には、事業契約で定める。

また、定期的なモニタリングの結果、事業者の提供する施設の設計・施工、運営に係るサービスが事業契約に定める水準に達していないと判断される場合は、本市は運營業務委託料の減額等を行うとともに、事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができる。

## 第5章 公共施設の立地及び規模に関する事項

### 1 公共施設の立地

(1) 所在地	大分県日田市山田町
(2) 敷地面積	約 4.7ha
(3) 地域地区等	
ア 区分	一部は都市計画区域外、一部は都市計画内（無指定）
イ 高度規制	規制対象外
ウ 防火地域指定	規制対象外
エ 建ぺい率	70%※
オ 容積率	200%※
カ 高さの制限	指定なし
キ 緑化率	3%以上
ク 環境施設面積率（緑地含む）	—
ケ その他	その他、関連法令を遵守すること

※都市計画区域は一部であり、都市計画区域外の建ぺい率及び容積率の規制は無いが、本事業では建設予定地全域を都市計画区域（無指定）と同様のものとする。

### 2 施設の規模及び概要

施設の種類	概 要	
エネルギー回収型 廃棄物処理施設	処理方式	全連続燃焼式焼却炉（ストーカ方式）
	処理能力	62 t / 日（31 t / 24 h × 2 炉）
	処理対象物	可燃物、選別残渣、生ごみ処理施設からの残渣、死亡小動物、可燃性粗大ごみ（切断処理後、焼却）
マテリアルリサイクル推進施設	処理方式	保管・選別
	処理能力	不燃物 : 6.0 t / 日
		埋立ごみ : 0.2 t / 日
資源物 : 0.8 t / 日		
処理対象物	不燃物（空き缶、缶以外のカナモノ、びん・ペットボトル、有害物）、埋立ごみ、資源物（紙類、布類、リターナブルびん、発泡スチロール）	

## 第6章 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、事業契約等の規定に基づいて、本市と事業者は、誠意をもって協議する。また、事業契約に関する紛争については、大分地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第7章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

### 1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかった場合は、本市は、事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は事業契約を解除することができる。
- (3) (1) 及び (2) により本市が事業契約を解除した場合、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

### 2 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。
- (2) (1) により事業者が事業契約を解除した場合、本市は、事業者に生じた損害を賠償する。

### 3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、本市及び事業者は、事業契約を解除することができる。

### 4 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

## 第8章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### 1 法制上及び税制上の支援に関する事項

現時点では、本事業に関して事業者への法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

### 2 財政上及び金融上の支援に関する事項

現時点では、本事業に関して事業者への財政上及び金融上の支援等は想定していない。

### 3 その他

本市は、事業者に対し、補助及び出資等の支援は行わない。

## 第9章 その他事業の実施に関し必要な事項

### 1 議会の議決

本市は、事業契約の締結にあたって、建設工事請負契約の締結について本市議会の議決を経るものとする。

### 2 情報公開及び情報提供

日田市情報公開条例（平成12年3月24日条例第3号）に基づき情報公開を行う。また、本事業に係る情報提供は、適宜、本市のホームページを通じて行う。

### 3 応募に伴う費用

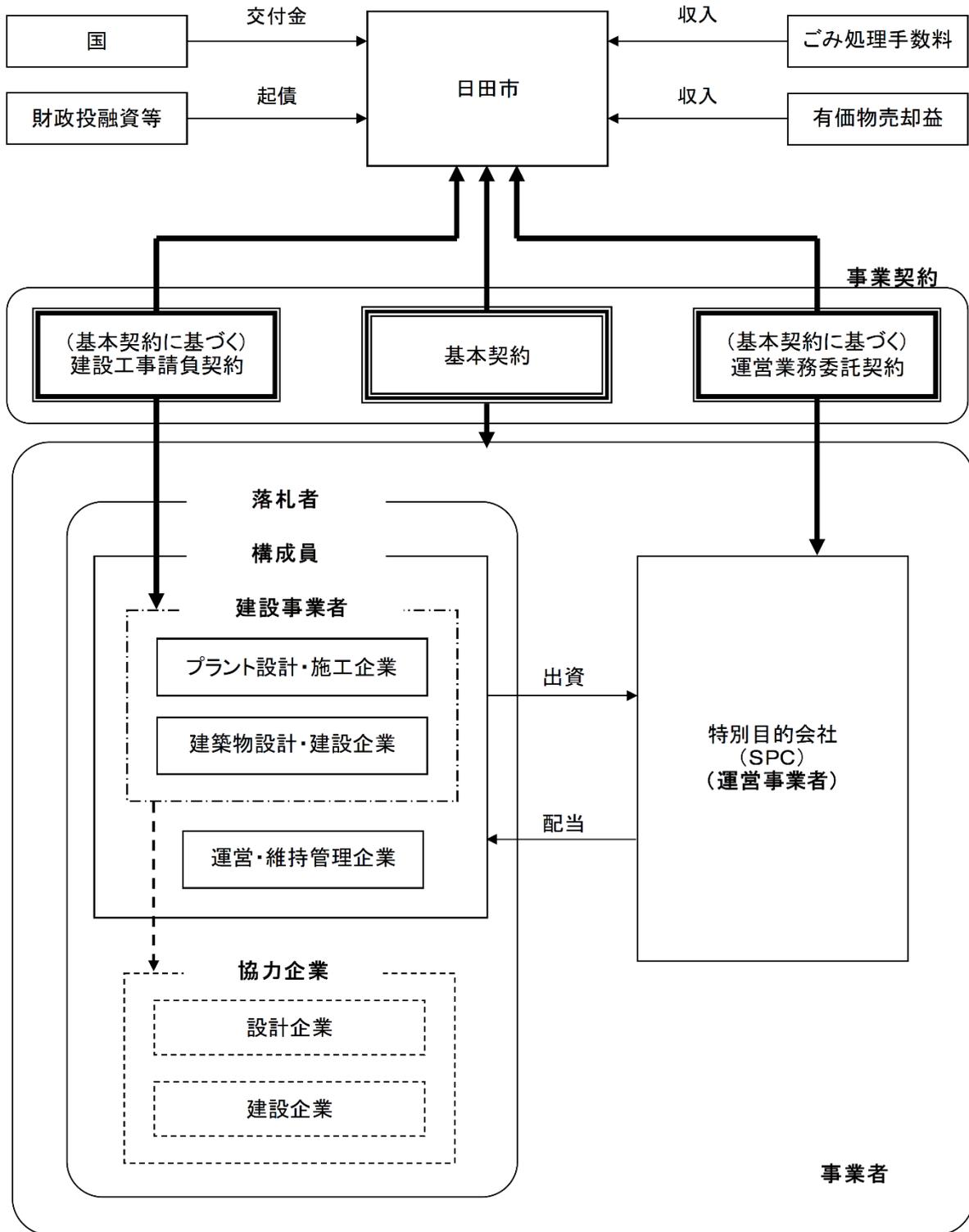
応募に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

### 4 実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

担	当	課	:	日田市	市民環境部	新清掃センター建設室	施設整備係
住		所	:	〒877-8601	大分県日田市田島	2丁目6番1号	
T	E	L	:	0973-22-8323			
F	A	X	:	0973-22-8241			
電	子	メ	ー	ル	:	h-suishin@city.hita.lg.jp	
ホ	ー	ム	ペ	ー	ジ	:	<a href="https://www.city.hita.oita.jp/">https://www.city.hita.oita.jp/</a>

別紙1 本事業の事業スキーム（例）



別紙2 リスク分担表

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者	
			市	事業者
共通	入札書類リスク	入札説明書、要求水準書等の誤記、提示漏れにより、市の要望事項が達成されない等	○	
	契約締結リスク	市の事由により契約が結べない、契約締結の遅延等	○	
		事業者の事由により契約が結べない、契約締結の遅延等		○
		契約締結に係る議会の議決が得られず契約が結べない、契約締結の遅延等 <sup>注1</sup>	△	△
	計画変更リスク	市の指示による事業範囲の縮小、拡大等	○	
	用地確保リスク	事業用地の確保に関するもの	○	
	近隣対応リスク	本施設の設置そのものに対する市民反対運動等	○	
		上記以外のもの		○
	第三者賠償リスク	調査、建設、運営において第三者に及ぼす損害		○
	法令等の変更リスク	本事業に直接関係する法令等の変更等	○	
		上記以外の法令の変更等		○
	税制度変更リスク	事業者の利益に課される税制度の変更等		○
		上記以外の税制度の変更等	○	
	許認可遅延リスク	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○
	応募リスク	応募費用に関するもの		○
物価変動リスク	施設の供用開始前のインフレ、デフレ <sup>注2</sup>	○	△	
	施設の供用開始後のインフレ、デフレ <sup>注2</sup>	○	△	
事故の発生リスク	設計・施工、運営において発生する事故		○	
事業の中止・遅延に関するリスク（債務不履行リスク）	市の指示、市の債務不履行によるもの	○		
	事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		○	
不可抗力リスク	天災、暴動等の不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等 <sup>注3</sup>	○	△	
設計段階	設計変更リスク	市の指示、提示条件の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○	
		事業者の提案内容の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの		○
	測量・地質調査リスク	市が実施した測量、地質調査部分に関するもの	○	
		事業者が実施した測量、地質調査部分に関するもの		○
建設着工遅延	市の指示、提示条件の不備、変更によるもの	○		
	上記以外の要因によるもの		○	

○主分担、△従分担

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者	
			市	事業者
建設段階	工事費増大リスク	市の指示、提示条件の不備、変更による工事費の増大	○	
		上記以外の要因による工事費の増大		○
	工事遅延リスク	市の指示、提示条件の不備、変更による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	○	
		上記以外の要因による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延		○
	一般的損害リスク	工事目的物、材料に関して生じた損害		○
性能リスク	要求水準の未達（施工不良を含む）		○	
運営段階	受入廃棄物の質の変動リスク	受入れ廃棄物の質に起因する費用上昇、事故等 <sup>注4</sup>	○	△
	受入廃棄物の量の変動リスク	受入廃棄物の量の変動による費用上昇等 <sup>注5</sup>	○	△
	性能リスク	要求水準の未達		○
	搬入管理リスク	ごみの搬入管理において、事業者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合		○
		上記以外の要因によるもの	○	
	運営費増大リスク	市の指示等による運営・維持管理費の増大	○	
上記以外（ただし、不可抗力、物価変動による場合は除く。）の要因による運営・維持管理費の増大			○	
施設の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○	

○主分担、△従分担

注1) 契約の当事者双方が、既に支出した金額をそれぞれ負担する。

注2) 物価変動については、一定程度（設計・施工業務に関しては、契約約款によるものとし、運営業務に関しては1.5%を想定。）までの変動は事業者の負担であり、それ以上は市が負担する。

注3) 不可抗力における1事業年度における費用負担については、一定程度（当該年度における運営業務委託料の1/100を想定）までは事業者が負担し、それ以上は市が負担する。

注4) 受入廃棄物の質の変動については、計画ごみ質の範囲内は事業者の負担、範囲外は市の負担とする。計画ごみ質に対して著しい変動があった場合には、市、事業者の協議による。

注5) 受入廃棄物の量の変動については、固定料金及び変動料金の2料金制を採用することにより対応する。計画ごみ量に対して著しい変動があった場合には、市、事業者の協議による。

※本リスク分担表は、本事業における主なリスクに対する基本的な考え方を示すものであり、詳細については、入札公告時に各契約書（案）等において示す。